

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

- 1 対象施設等
名 称 高知市東部健康福祉センター, 高知市南部健康福祉センター,
高知市障害者福祉センター, 高知市土佐山健康福祉センター
及び高知市春野あじさい会館

指定予定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）
- 2 募集方法 指名による
- 3 指名団体 社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
- 4 審査
 - (1) 審査委員会開催日
第1回審査委員会 平成29年10月3日（火） 審査方法等事前説明・施設見学
第2回審査委員会 平成29年10月18日（水） 申請団体面接及び書類審査
 - (2) 審査方法
申請団体から提出された書類の審査及び面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき7名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。
 - (3) 審査結果
総得点 1,037点（1,400点満点）
主な評価内容
これまでの安定した運営実績に加え、地域に密着して福祉の向上に取り組む姿勢が評価された。
同法人ならではの自主事業の拡大を通じて、引き続き地域福祉の向上に努められることを期待する。

【高知市指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点（満点）	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等確保と要望の把握及び反映	140	96
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	280	208
指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設維持管理 6 利用者の安全確保	490	359
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支状況	210	158
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	70	52
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 政策・施策推進 10 地域経済への貢献	210	164
合 計		1,400	1,037

5 審査委員会委員

(敬称省略)

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	谷脇 禎哉
副委員長	高知市財務部副部長	田村 弘樹
委員	高知市健康福祉部副部長	田中 弘訓
	橋本孝志税理士事務所	橋本 孝志
	NPO 法人いきいき百歳応援団 理事長	細川 英美
	布師田ふれあいセンター長	松岡 保彦
	高知県立大学 社会福祉学部 准教授	山村 靖彦